

令和3年5月21日
名古屋税関

名古屋税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和3年5月20日（木）、名古屋税関中部空港税関支署の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、名古屋税関中部空港税関支署（愛知県常滑市）における業務に従事する中で、6日（木）、12日（水）、15日（土）及び16日（日）に旅客の方と接する機会がありましたが、マスク着用等の感染防止策を講じておりました。
- 5月17日（月）以降は、名古屋税関中部空港税関支署での勤務はありません。

【名古屋税関中部空港税関支署の対応】

- 名古屋税関中部空港税関支署においては、当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 当該職員と同じ業務を担当した職員に対しては、在宅勤務を指示しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事していません。

【問合せ先】

名古屋税関 総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008